

産後ケア事業ご案内

出産後のお母さんが安心して赤ちゃんとの新生活が始められるように、

心身のケアや育児手技などのサポートが受けられる産後ケア事業を行っています。

吉田町に住所がある産後おおむね1年以内のお母さんで、次の項目に該当する方。

利用
できる方

- (1) 家族の十分な援助が受けられない方
- (2) お母さんの体調不良や育児不安がある方
- (3) お母さん、赤ちゃんともに医療行為が必要ない方



◆内容

種類	宿泊型	デイサービス個別型（1回120分以上）
内 容	(1) 母体ケア（健康状態のチェック、産後の生活アドバイス、心身のケア） (2) 乳房ケア (3) 沐浴・授乳などの育児指導 (4) その他必要とする保健指導	
利用回数	6泊まで	7回まで
自己負担額	1日 10,000円*	1回 2,000円*
他に食事代などの別途費用がかかる場合があります。		

※1 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯等は自己負担の減免制度があります。詳しくはお問い合わせください。

◆実施施設

施設名	宿泊型	デイサービス 個別型	所在地
前田産科婦人科医院	○	○	焼津市小屋敷 214-1
繭のいえ助産院	○	○	
しのはら産科婦人科医院	○	○	島田市岸町 658-1
おはな助産院	—	○	御前崎市白羽 6621-1070
とみおか母乳ケア house	○	○	藤枝市水上 415-3



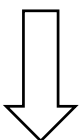
◆利用方法

- ① 健康づくり課へ利用についてご相談ください。（電話 0548-32-7000）



「産後ケア事業を利用したい」旨をお伝えください。担当保健師と面談の日を決めます。

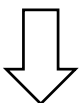
- ② 担当者との面談



お母さんの困りごとや不安などをお聞きし、総合的に判断したうえで、必要と思われるサービスを紹介させていただきます。状況によっては、産後ケア事業以外が適当となる場合があります。

利用の場合は、希望のケア内容や希望日を確認し、実施施設と日時などを調整させていただきます。

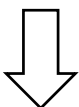
- ③ 健康づくり課へ事前に申請してください。



【申請に必要なもの】

- ・吉田町産後ケア事業利用申請書
- ・母子健康手帳

- ④ ご自宅へ「吉田町産後ケア事業利用承認通知書」が届きます。



- ・当日までに予約をした実施施設へ持ち物等をご確認ください。
- ・日程変更やキャンセルする場合は、実施施設へ連絡してください。別途キャンセル料等が発生する場合があります。

- ⑤ 産後ケア事業を利用します。利用料金（自己負担額）は実施施設へ直接お支払いください。